⑺　責任の所在の明確化のための措置（例えば、個人データの安全管理の実施及び運用に関する責任及び権限を有する個人情報保護管理者（役員等の組織横断的に監督することのできる者等）の設置、事業者内の個人データの取扱いの点検・改善等の監督を行う部署の設置、事業者内の個人データの取扱いの点検・改善等の監督を行う合議制の委員会の設置等）

⑻　新たなリスクに対応するための、安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた監査実施体制の整備（例えば、個人情報保護対策及び最新の技術動向を踏まえた情報セキュリティ対策に十分な知見を有する者による事業者内の対応の確認（必要に応じ、外部の知見を有する者を活用し確認させることを含む。）等）

⑼　漏えい等に早期に対処するための体制整備（例えば、漏えい等が発生した場合又は発生のおそれがある場合の連絡体制の整備等）

⑽　不正な操作を防ぐための、個人データを取り扱う端末に付与する機能の業務上の必要性に基づく限定（例えば、スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続の制限及び機器の更新への対応等）

第６の２⑷の次に次のように加える。

⑸　情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置（例えば、個人データへのアクセスにおける識別と認証、個人データへのアクセス制御、個人データへのアクセス権限の管理、個人データへのアクセスや操作の記録及び不正が疑われる異常な記録の存否の定期的な確認、情報システムへの外部からのアクセス状況の監視及び当該監視システムの動作の定期的な確認、ソフトウェアに関する脆弱性対策（セキュリティパッチの適用、当該情報システム固有の脆弱性の発見及びその修正等）等）

第６の４⑴中「事業の性質及び」を「委託する事業の規模及び性質並びに」に改める。

第６の４中⑶を⑸とし、第６の４⑵中「⑴の規定の監督を行うに当たっては」を削り、「契約等」を「委託契約等」に改め、第６の４⑵ア中「事項」の次に「（例えば、委託先において個人データを取り扱う者（委託先で作業する委託先の作業者以外の者を含む。）を明確にすること、委託先において講ずべき安全管理措置の内容等）」を加え、第６の４⑵ウ中「事項」の次に「（例えば、再委託の可否及び再委託を行うに当たっての委託元への文書による事前報告又は承認等）」を加え、第６の４⑵エの次に次のように加える。

オ　契約内容が遵守されなかった場合の措置（例えば、安全管理に関する事項が遵守されずに個人データが漏えいした場合の損害賠償に関する事項等）

第６の４中⑵を⑶とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行うなどにより、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、個人情報保護管理者等が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続きを求める、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施するなどにより、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

第６の４中⑴の次に次のように加える。

⑵　国家公安委員会所管事業者は、委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条で求められるものと同等であることを確認するため、委託先の体制、規程等の確認に加え、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴くこと又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人情報保護管理者等が、適切に評価することが望ましい。

第７の２⑴ク中「家事審判規則第８条」を「家事事件手続法第62条」に改め、第７の２⑴ケ中「家事審判規則第７条の２」を「家事事件手続法第58条」に改め、第７の２⑴サ中「第９条第１項」を「第８条第１項」に改め、第７の２⑴シ中「所得税法第234条等」を「国税通則法第74条の２から第74条の６」に改め、第７の２⑴セ中「指定統計調査」を「基幹統計調査」に、「申告」を「報告」に、「調査実施者」を「行政機関の長」に、「第５条・第17条」を「第13条・第30条」に改める。

第７の２⑷イ中「承認統計調査や届出統計調査」を「一般統計調査」に改める。

第８の１⑴イ中「すべて」を「全て」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○総務省告示第百十六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十三条の二第四項の規定に基づき、総務大臣が定める額等を次のように定め、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

平成二十七年三月三十日　総務大臣　山本　早苗

１　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「法」という。）第二十三条の二第四項に規定する役員等がその在職中に独立行政法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年当たりの額に相当する額として次項に定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額

一　代表権を有する役員　六

二　役員（前号に掲げる役員及び監事を除く。）　四

三　監事又は会計監査人　二

２　前項の役員等がその在職中に独立行政法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年当たりの額に相当する額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　当該役員等がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該独立行政法人の他の役員又は職員を兼ねている場合における当該役員又は職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として独立行政法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に掲げるものを除く。）の額の事業年度（法第二十五条の二第四項の規定による主務大臣の承認を行った場合は、当該承認の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

二　次のイに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ　次に掲げる額の合計額

（１）当該役員等が当該独立行政法人から受けた退職手当の額

（２）当該役員等が当該独立行政法人の他の役員又は職員を兼ねていた場合における当該他の役員又は職員としての退職手当（当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分に限る。）の額

（３）（１）又は（２）に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

ロ　当該役員等がその職に就いていた年数。ただし、当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数とする。

（１）代表権を有する役員　六

（２）役員（（１）に掲げる役員及び監事を除く。）　四

（３）監事又は会計監査人　二

３　法第二十三条の二第四項の場合には、独立行政法人は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を主務大臣に提出しなければならない。

一　責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

二　法第二十三条の二第四項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三　責任を免除すべき理由及び免除額

４　法第二十三条の二第四項の責任の免除（監事を除く役員の責任の免除に限る。）を主務大臣に求める場合には、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、全ての監事とする。）の同意を得なければならない。